

酒田市移住お試し住宅利用促進補助金募集要項

子育て世帯が酒田市移住お試し住宅を利用するための交通費を助成する「酒田市移住お試し住宅利用促進補助金」の対象世帯を募集します。

*** 募集概要 ***

○対象

次の3点すべてに該当する方

- ① 小学生以下の子どもがいる子育て世帯に属する方で、酒田市移住お試し住宅を利用して酒田市移住お試し住宅利用促進プログラムを受講する方
- ② 住民登録が山形県外であり、かつ酒田市での居住実態がない方
- ③ 酒田市への移住を検討している方

○対象経費

対象者の住所地から酒田市移住お試し住宅との往復の移動に要した合理的又は経済的な経路及び交通費手段に要した経費のうち、次に該当する経費

- ① 鉄道賃 ② 航空賃 ③ バス料金 ④ 自家用車・レンタカー車賃および高速道路利用料金
- ⑤ 船賃 ⑥ その他市長が認める交通手段に要した経費

※いずれも申請日の属する当該年度内に支払いが行われたものが対象

○助成率及び助成金額

助成率：助成対象経費の10/10

助成金額：限度額12万円（1世帯につき1回限り）

○募集期間 随時受付（お試し住宅の利用後に申請）

※予算の範囲内での助成となりますので、予算がなくなり次第終了します。

○申請書類 酒田市ホームページからダウンロードするか、地域共生課移住相談総合窓口までご連絡ください。

○お問い合わせ先

酒田市地域創生部地域共生課 移住相談総合窓口

〒998-0044 酒田市中町3-4-5 交流ひろば内

TEL 0234-26-5768 FAX 0234-26-5617

Eメール iju@city.sakata.yamagata.jp

○お試し住宅の所在地

山形県酒田市砂越字楯之内86番地の14

（固定電話及びインターネット環境はありません）

1 事業の概要

(1) 目的

本補助金は子育て世帯の酒田市移住お試し住宅の利用を促進し、利用者のニーズに応じた移住お試し住宅利用促進プログラム（以下、プログラム）を通じて本市への理解を高めることで、将来的な移住者の増加を図ることを目的としています。

(2) 補助対象者

補助対象者は、以下のすべてに該当する世帯の方です。

- ① 小学生以下の子どもがいる子育て世帯に属する方で、酒田市移住お試し住宅を利用してプログラムを受講する方※
- ② 住民登録が山形県外であり、かつ酒田市での居住実態がない方
- ③ 酒田市への移住を検討している方

※①について、本補助金を利用するためには、市で定めるプログラムを受講していただきます。プログラムの内容については利用者の方のご希望に沿うものになるよう調整いたします。

（例・子育て関連施設の見学、先輩移住者との懇談、買い物スポット巡り、等）

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、利用者の住所地から酒田市移住お試し住宅との往復の移動に要した合理的又は経済的な経路及び交通手段に要した経費のうち、次に掲げる経費です。

- ① 鉄道賃
- ② 航空賃
- ③ バス料金
- ④ 自家用車・レンタカー車賃および高速道路利用料金
- ⑤ 船賃
- ⑥ その他市長が認める交通手段に要した経費

注1：お試し住宅利用開始日と同一年度内に支払った経費のみ補助対象となります。

例えば、お試し住宅の利用が4月で、航空賃を3月（前年度）に支払った場合、または、3月に利用があったものを4月（翌年度）に支払った場合も補助対象とはなりません。

注2：交通費に関する考え方は以下の通りです。

- ・交通費の計算は酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例の規定に基づき計算した額に相当した額です。
- ・交通費の対象となるのは、電車賃、航空賃、車賃、船賃等です。
自家用車を使用した場合の経費は、住所地からお試し住宅所在地までの距離を算出し、1kmあたり37円にて換算した金額とします。（高速代金は別途対象となります）
レンタカーを使用した場合の経費は、車借上料及び借上地からお試し住宅所在地までの距離を算出し、1kmあたり10円にて換算した金額とします。（高速代金は別途対象となります）
- ・同一都市内の移動経費は補助対象となりません。（本市内での移動経費など）
- ・グリーン車、ビジネスクラス等の追加料金部分は補助対象となりません。
- ・電車賃には指定席料金、特急料金等も補助対象とします。
- ・補助対象となるものは、最も経済的及び合理的な経路により算出したものとなりますので実際に利用した経路に沿えない場合があります。

(4) 補助率及び補助金額

補助対象経費の10/10、1世帯あたり1回限りで12万円上限

注1：補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

注2：年度予算の範囲内での交付となりますので、申請者の交付申請額と市の交付決定額が異なる場合があります。

注3：同様の交通費補助事業で、国、県その他公共団体から別途補助を受けている場合、または受ける予定がある場合は、国、県その他公共団体からの補助対象経費は本補助金の対象経費となりません。

2 応募手続

(1) 募集期間

- ・受付期間 随時受付
- ・受付場所 酒田市役所地域共生課 移住相談総合窓口

〒998-0044 酒田市中町3-4-5 交流ひろば内 TEL0234-26-5768

はじめに上記までご連絡いただき、希望日にお試し住宅の利用が可能かご確認願います。

実際の利用にあたっては、担当者が実施するプログラムの内容についてのご希望をうかがいます。申請書等の様式は市のホームページからダウンロードしてください。なお、地域共生課移住相談総合窓口でも配布しております。

申請書等は、直接持参いただくか郵送してください。

(2) 提出書類

- ① 酒田市移住お試し住宅利用促進補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 対象経費に係る支払いを証明できる下記のいずれかの書類
 - ア 対象経費に係る領収書の写し
 - イ 利用日、利用金額の記載がある切符、チケット等の写し
 - ウ 利用料金が引き落としされたことがわかる通帳の写し

【注意事項】

- ・ウについては経費の内訳が分かるものとします。金額しか確認できない場合は、別途、請求明細等、追加書類が必要になります。
- ・申請内容の確認のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3 補助利用者の義務等

交付決定の取消し・補助金の返還

下記のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付決定した補助金については、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 補助金の対象要件を欠くに至ったとき
- ② 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の決定又は交付を受けたとき
- ③ その他市長が補助金の取消し又は交付した補助金の返還が必要と認めたとき

体験レポートの提出

お試し住宅やプログラムを利用したの感想等を提出してください。ホームページ等に掲載しご紹介させていただく場合があります。